

第103号議案

新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月2日

新宮町長 桐島光昭

理由

児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)の施行により、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(令和7年内閣府令第80号)が施行された(令和7年10月1日)ことに伴い、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第　　号

新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年新宮町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定は、令和7年10月1日から適用する。

参考資料

新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年新宮町条例第13号)新旧対照表

改正後	改正前
(虐待等の禁止) <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10第1項各号</u>(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	(虐待等の禁止) <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10各号</u> _____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>